企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行：コムニスサポート有限会社
〒343-0816　埼玉県越谷市弥生町3-33-4階
TEL：048-940-5246　FAX：048-940-5247
E-mail：　info@cmns.jp

１０月から最低賃金が変わります

今月は、令和５年度の最低賃金についてご案内します。

最低賃金は、「最低賃金審議会」において賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考に審議を行い、決定します。令和５年度の最低賃金は、各都道府県で39～47円引き上げられ、全国の加重平均額は前年比43円増の1,004円となり、初めて1,000円を超えました。

≪令和４年 地域別最低賃金≫

都道府県	時間額
東京都	1,072円
埼玉県	987円
神奈川県	1,071円
千葉県	984円

≪令和５年 地域別最低賃金≫

時間額	引上げ額
1,113円	41円↑
1,028円	41円↑
1,112円	41円↑
1,026円	42円↑

ここがポイント！

① 最低賃金は、発効日以降に働いた時間に対して適用されます。
　例）月末締め翌月10日の場合　10/10支給：旧最低賃金適用　11/10支給：新最低賃金適用
② 試用期間中であっても最低賃金は適用されます。
③ 特定の産業（自動車関連、機械器具製造等）は、地域別と産業別のいずれか高い方を適用します。

【年末調整の準備はお早めに】

11月になると、年末調整の準備が始まります。今年から、国外居住（非居住者）扶養親族の扶養控除対象となる範囲が変わりますので、早めに書類の準備をお願いいたします。

「年齢30歳以上70歳未満の非居住者のうち扶養控除の対象となる人」

1．留学により国内に住所及び居住をしなくなった者
2．障害者
3．扶養控除の適用を受けようとする居住者から、その年において生活費または教育費に充てるために、38万円以上の送金を受けている者

年末調整までにご用意ください

親族であることを確認できる書類
例：戸籍の附票の写し

＋

送金したことがわかる書類
例：送金依頼書、クレジットカード明細書等

◎ 詳しい内容については、コムニスサポートまでお問い合わせください。